# 2017年度(平成29年度)第1回福山市入札監視委員会会議概要

#### 1 会議名

2017年度(平成29年度)第1回福山市入札監視委員会

## 2 開催日時・場所

2017年(平成29年) 5月26日(金) 16時30分~17時45分 福山市役所本庁舎3階 中会議室

#### 3 出席者

委 員	宮地委員長, 山崎委員, 沼田委員, 金浦委員(計4名)
関係部課長	(市長部局等)
	建設管理部長,土木部長,松永支所長,農林土木担当部長,契約
	課長,技術検査課長,港湾河川課長,松永建設産業課長,沼隈建
	設産業課長,農林整備課長
	(上下水道局)
	経営管理部長,管財契約課長,下水道施設課長

#### 4 会議の概要

(1)委員長の互選について

委員の互選により、宮地委員を委員長に選出した。

#### (2) 委員長職務代理者の指名について

委員長の指名により、金浦委員が委員長職務代理者に就任した。

#### (3) 委員会の運営について

年に2回(5月及び11月頃)委員会を開催し、審議案件を事前に担当する委員が 抽出することを確認した。

また、審議案件の抽出について、次回の抽出を大島委員、以降続いて金浦委員、沼田委員、宮地委員長の順に担当することを確認した。

#### (4) 抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し、2016年度(平成28年度)の契約状況について、契約課長から次の通り説明を行った。

「2016年度(平成28年度)の福山市分の入札件数は761件で,落札率は87. 51%,上下水道局分の入札件数は251件で,落札率は85.54%であり,2015 年度(平成27年度)と比べて、福山市分の落札率が0.37ポイント増加し、上下水道局分の落札率が0.03ポイント減少している。また、2016年度(平成28年度)の落札価格は、予定価格が1億5、000万円を超える大規模な工事の件数が減少したことなどから、福山市分の落札価格全体では約15億円の減少、上下水道局分の落札価格全体では約17億円の増加となっている。」

続いて、2016年(平成28年)10月1日から2017年(平成29年)3月31日の間に開札を行った工事を対象に、担当の委員が事前に抽出した案件(①~⑤)について審議を行った。

- ① 排水機築造工事(石井浜排水機)
- ② 道路災害復旧工事(神村柳津1号線その1)
- ③ 河川災害復旧工事(上菅田川その1)
- ④ 林道大谷線崩土取除工事
- ⑤ 下水道管渠改築工事(28-1)

### ○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について, 先ず案件の抽出を担当した委員が選定理由を 説明した後, 関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し, 各委員から の質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

#### 抽出案件① 排水機築造工事(石井浜排水機)

Q1 落札率が97.6%と極めて高く、かつ、入札参加者31者中28者が失格となっている。

高い落札率となっている理由を伺いたい。また、失格者が多いことから、最低 制限価格等の入札条件が適正なものであったか否かも確認したい。

A1 本工事は、高潮時に内水排除が困難となる鞆町石井浜地区について、雨水を強制排水するためのポンプを設置する第1期工事で、工事内容は、ポンプを設置する水槽を築造するための土留鋼矢板の打設工事及び基礎の地盤改良工事を施工するものである。

高い落札率になっている理由について、本市では、「福山市建設工事最低制限 価格事務取扱要領」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種毎に電算基準最 低制限価格を算定している。

開札時に,この基準価格を基に,電子計算機により自動調整した上で,案件毎に最低制限価格を設定し,入札を実施しているところである。

本工事においては,多くの入札参加者が高い受注意欲から基準価格付近で入札

し、電子計算機による自動調整の影響から、多くの業者が失格となり、結果として高い落札率になったものと考えている。

なお、最低制限価格の設定については、当該要領の規定に基づいて適正に実施 しており、問題はなかったものと考えている。

- Q2 今案件にかぎらず、最低制限価格未満で失格になっている業者が多いことについて、何か検討しているのか。
- A2 現在,最低制限価格を電子計算機の自動調整により開札時に決定しており、その調整により失格者が多数でるのは、現在の制度上、ある程度の確率で発生することから、やむを得ないものと考えている。制度のあり方については、より適正な入札制度を引き続き研究していきたいと考えている。
- Q3 今案件の最低制限価格と、1%の調整後の金額が最低であった場合と最高であった場合の最低制限価格を伺いたい。
- A3 最低制限価格の電算基準最低制限価格及び電子計算機による調整後の最低制限価格については、2016年度(平成28年度)は非公表としている。2017年(平成29年)4月から最低制限価格については公表しているが、今案件は、2016年度(平成28年度)中の発注工事であるので、非公表とさせていただいている。次回の入札監視委員会では、最低制限価格が記載された入札結果表を提示させていただけると考えている。
- Q4 31者中28者が2,000万円台で入札しており、残りの3者が2,300 万円台で入札しているが、この二つにきれいに分かれている理由を伺いたい。
- A4 最低制限価格の電算基準最低制限価格の算定式について事前公表しているので、各入札参加業者がそれぞれ独自に推算した結果、このような結果になったと考えている。ただし、入札時には設計の単価等については公表していない。
- Q5 入札においてほとんどの入札業者は電算基準最低制限価格を予測しているものと思われるが、他の案件でも同じような状況なのか、あるいはバラつきが出る

のか教えていただきたい。

- A5 案件毎に差異があるが、入札に参加する業者については、かなりの精度で、電算基準最低制限価格を予測できる状況であると理解している。そこで受注意欲の高低により、差異があると思われるが、電算基準最低制限価格については、ほぼ予測できると考えている。
- Q6 最低制限価格の自動調整により多数の失格者が発生している(失格数が10以上に及んでいる)案件は、福山市発注の工事で28件、上下水道局発注の工事で8件と思われるが、その割合を伺いたい。また、この問題については、1件ごとの話として捉えるのはよくないと考えるが、基礎的仕組みを改善する必要性について検討しているか。
- A6 まず失格数が10以上に及んでいる案件の割合について、総契約件数354件のうち、条件付一般競争入札が337件なので、福山市の発注工事337件のうち28件について最低制限価格未満の者が発生しており、同様に上下水道局の発注については、65件のうち8件発生している。

検討の必要性についてであるが、福山市の最低制限価格制度は、開札時に始めて電子計算機の自動調整により最低制限価格を定めている。その基準を下回る業者を一律失格扱いとしており、そのことが、入札参加者による最低制限価格を探ろうとするような不正行為を防止する機能を果たしており、公正公平な入札制度の維持に貢献していると考えている。結果として、ある程度の確率で多数の最低制限価格未満の者が発生することについては、制度を維持する上ではやむを得ないものであると考えている。

#### 抽出案件② 道路災害復旧工事(神村柳津1号線その1)

- Q7 入札参加者47者中41者が失格となっている。最低制限価格等の入札条件が 適正なものであったか否かを確認したい。
- A7 本工事は、2016年(平成28年)6月豪雨により被災した、近接する3箇所の市道法面を、植生工及び法枠工により復旧する道路災害復旧工事である。 最低制限価格について、本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、本市が積算した工事費を基に、工種毎に最低制限価格の電算基準

最低制限価格を算定している。

開札時に、この最低制限価格の電算基準最低制限価格を、電子計算機により自動調整した上で、案件毎に最低制限価格を設定し、入札を実施しているところである。

本工事において、失格者が多数となったことについては、多くの入札参加者の高い受注意欲から電算基準最低制限価格付近に入札価格が集中したこと、また、電子計算機による自動調整の影響があったことにより、結果として多くの業者が失格となったものと考えている。

なお,最低制限価格の設定については,当該要領の規定に基づいて適正に実施 しており,問題はなかったものと考えている。

- Q8 最低制限価格の算出過程は、公表しているということで問題ないか。
- A8 電算基準最低制限価格の算定式については、入札参加者に公表している。福山 市建設工事最低制限価格事務取扱要領第3条に規定し、土木関連工事、建築関連 工事、建築物の解体工事、プラント設備工事、水道施設工事と工種ごとに分けた 算定式を公表している。

電子計算機による調整についても、第4条に規定し公表している。

- Q9 算定式について入札参加者はすべて知っていることが前提か。
- A9 すべて承知していることを前提としている。
- Q10 最低制限価格制度導入の趣旨について伺いたい。
- A10 最低制限価格制度は、公共工事の入札の過度な安値受注による工事品質の悪化や下請業者へのしわ寄せ、また、建設業の健全な発展を阻害することの防止を目的としており、本市においても、工事品質の確保、ダンピング対策や企業の健全経営の観点から導入している。
- Q11 最低制限価格制度がなかった場合,最低価格で入札した参加者の工事品質に問題が発生することは想定できるのか。最低制限価格に近い失格者と落札者の品質の差はそれほどないと考えられるが、そのような失格者を救済する制度があってもいいのではないか。

A11 最低制限価格制度導入以前には、基準価格を下回った落札候補者を調査する低入札価格調査制度を採用していたが、多くの案件で基準価格を下回る事態となり、従業員や下請業者の保護などを総合的に勘案し、低入札価格調査制度を廃止し、最低制限価格制度に一元化している。

## 抽出案件③ 河川災害復旧工事(上菅田川その1)

- Q12 入札参加者が1者のみで、かつ、落札率が95.0%と極めて高くなっている。 契約金額が比較的高額であったにもかかわらず、入札参加者が少なかったのはな ぜか。また、高い落札率となっている理由を伺いたい。
- A12 本工事は、2016年(平成28年)6月豪雨により被災した上菅田川の護岸 の復旧を行う河川災害復旧工事である。

本工事は、川幅が約2.0m未満の上菅田川に、河川区間約220mの範囲内で小規模な復旧工事が7個所、復旧延長で約55mに渡り点在している工事である。

河床幅が非常に狭いため、土工において大型機械が使用できず、本工事で使用 する環境保全型ブロックの設置が非常に困難な状況で、作業効率が良くない。

さらに、河川を管理する道路もないことから、資材の運搬・土砂の運搬等においても、延長約153mの仮設道を設置・撤去する必要があり、工事個所が点在していることにより、4個所(近接個所は1個所)の水替え施設の設置・撤去をしなければならず、大幅な作業手間が生じるものである。

このような非常に厳しい現場状況下にある工事のため、経費削減の余地が少なく、利益幅が少ないことや、2016年度(平成28年度)は災害関係の工事の発注が多く、また、その発注時期が重なったことから、現在の手持ち工事の状況や、技術者(現場代理人)の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果、応札を控えたことから高い落札率となったものと考えている。

- Q13 想定していた入札参加者数を伺いたい。
- A13 入札可能業者数は約50者を想定していた。
- Q14 入札金額は最低制限価格に近いものだったのか。

A14 2016年度(平成28年度)発注案件の最低制限価格は非公表のため詳細は言えないが、最低制限価格に近いものではなかった。

## 抽出案件④ 林道大谷線崩土取除工事

- Q15 随意契約とした理由として、6月の大雨による災害応急対策として行う緊急の必要があったとのことであるが、契約日は(大雨から約8か月後の)2017年2月16日となっている。本件工事において、緊急を要する客観的状況にあったか否かをお聞きしたい。
- A15 本工事は、6月の大雨により被災した林道大谷線の災害応急対策として、市民 生活及び公共施設の安全確保並びに被害の拡大防止のため、土砂や倒木の撤去な どの工事を行うものである。

当該被災箇所に接続する市道、県道が共に被災し通行できなくなる状況となったため、被災箇所の発見が遅れたものであるが、市民からの通報に基づき、本市職員が直ちに現地調査をしたところ、大量の崩土により道路面及び道路側溝が塞がれ、道路の通行及び道路排水の通水に著しく支障をきたしている状況であることが判明し、道路の通行の安全確保や二次被害拡大防止のため、緊急の対応が必要であると判断したもので、緊急を要する客観的状況にあったと判断している。

- Q16 | 市民から通報があったのはいつか。
- A16 2017年(平成29年)2月16日である。
- Q17 通報と契約の発注が同一日にできるのか。
- A17 緊急の場合可能である。
- Q18 一般競争入札により行うべきものを随意契約で行う場合のルールについて伺い たい。
- A18 一般競争入札が原則であるが、契約の方法は地方自治法第234条第1項に規定されている。また、随意契約できる場合においては、地方自治法施行令第16

7条の2に定められている。

### 抽出案件⑤ 下水道管渠改築工事(28-1)

Q19 落札率が100%と極めて高く、かつ、入札参加者10者中9者が失格となっている。高い落札率となっている理由を伺いたい。また、失格者が多いことから、最低制限価格等の入札条件が適正なものであったか否かも確認したい。

A19 この工事は、市民が今後も下水道を安心・安全に使用できるようにするため、 老朽化した下水道ヒューム管について管更生工法による長寿命化を行うもので ある。

今回の案件について落札率が高く、失格者が多数となったことについては、多くの入札参加者の高い受注意欲から、電算基準最低制限価格付近に入札価格が集中したこと、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」の規定に基づく電子計算機による自動調整の影響があったことにより、入札参加者のうち9者が最低制限価格を下回って失格になり、結果として、受注意欲のあまり高くない者が落札したものと考えている。

最低制限価格については、当該要領に基づき、最低制限価格の電算基準最低制限価格を算定し、開札時に、この基準価格を電子計算機により調整した上で、最低制限価格を設定している。

また,他の入札条件についても,2016年度(平成28年度)に発注した下 水道管の更生工事と同様であり、入札条件について適切であったと考えている。

Q20 最低制限価格の電子計算機による調整が0%であった場合は、失格者数は何者となるか。

A20 0%であった場合、失格者はいなかったものと考えられる。

Q21 この工事は特殊な技能が必要なものなのか。

A21 小口径と大口径があるが、小口径のものとしては一般的なものである。

以上

## ○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(ただし、最低制限価格制度導入後、約10年経過していることから、制度の抜本的な見直しや、現在の制度を補完する新たな仕組みや運用方法について引き続き研究していくよう要望があった。)

## (2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

• 指名除外措置運用状況

2016年(平成28年)10月1日から2017年(平成29年)3月31日 の間に指名除外措置をした3事案12者の状況について,契約課長が報告した。

## (3) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について2017年(平成29年)11月下旬の予定
- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について2017年(平成29年)4月から2017年(平成29年)9月までを対象とし、大島委員が担当する。